

**公益社団法人塩釜法人会**  
**役員等に対する報酬等に関する規程**

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人塩釜法人会(以下「この会」という。)の定款第17条及び第20条の規定に基づき、役員等に対する報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、各号に掲げる用語の意義は、次による。

(1)役員等とは理事、監事、委員及び幹事をいう。

(2)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として、受け取れ得る財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等は、この会の業務遂行のために、会長及び副会長の命により出張した場合、及び関係団体等の開催する会議や研修会等への出張を命ぜられた場合、本規程の定めるところにより報酬を支給する。

(報酬等の額)

第4条 役員等への報酬等は、下表により支給する。

区 分	塩釜税務署管内	塩釜税務署管外
理事、監事、 委員及び幹事	無報酬ただし 会員勸奨従事は 1,000円	4,000円

(報酬等の支給日及び方法)

第5条 報酬等の支払は出張の都度、及び関係団体等の開催する会議や研修会等への出席の都度、通貨をもって本人に支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人塩釜法人会設立登記の日から施行する。